

交付前マイナンバーカードの紛失について

保土ヶ谷区役所戸籍課で保管していた交付前のマイナンバーカード3枚が、所在不明であることが4月4日（火）及び4月6日（木）に発覚しました。

本来、厳正な管理のもと取り扱うべきマイナンバーカードを紛失したことにつきまして、申請者や市民の皆様にご迷惑とご心配をおかけし、重く受け止めるとともに、深くお詫び申し上げます。

引き続き、原因究明の徹底とともに再発防止に全力を挙げて取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経過

| | |
|-------------------------|--|
| 令和2年6月1日（月） 及び3日（水） | 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）※から保土ヶ谷区へ、X様及びY様のマイナンバーカードが納品される。 |
| 令和4年11月8日（火） | マイナンバーカードの在庫確認を実施し、該当のマイナンバーカードを含め、紛失しているマイナンバーカードはないことを確認した。 |
| 令和4年12月6日（火） | 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から保土ヶ谷区へ、Z様のマイナンバーカードが納品される。 |
| 令和5年4月4日（火） | 戸籍課執務室で、翌々に交付予定のマイナンバーカードを準備していたところ、Z様のマイナンバーカード1枚が見当たらないことが判明。戸籍課執務室内を捜索する。 |
| 令和5年4月5日（水） | 引き続き、戸籍課執務室内を捜索。17時30分頃、Z様へ電話連絡し、Z様のマイナンバーカードを紛失したことを説明し、謝罪 |
| 令和5年4月5日（水） ～4月6日（木） | 改めてマイナンバーカードの在庫確認を行ったところ、X様及びY様のカードについても所在が不明であることが判明 |
| 令和5年4月7日（金） | 戸籍課長と戸籍課担当係長がX様及びY様宅を訪問するが、不在のため、謝罪の手紙をポストに投函 |
| 令和5年4月8日（土） | X様に事情説明及び謝罪 |

※ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）
マイナンバーカードの作成・発行等を行う機関

2 紛失物

マイナンバーカード3枚

3 マイナンバーカード券面に記載された個人情報

氏名、住所、性別、生年月日、顔写真、個人番号

4 お客様への対応

Z様については、令和5年4月5日（水）に御本人に連絡し、事情説明及び謝罪を行い、マイナンバーカードを再作成する手続を行いました。

X様及びY様については、4月7日（金）に御自宅を訪問しましたが不在のため、謝罪の手紙をポストに投函しました。翌日、X様から保土ヶ谷区役所あてに電話があったため、事情説明及び謝罪し、マイナンバーカードを再作成することを確認しました。Y様には引き続き連絡し、事情説明及び謝罪を行います。

裏面あり

5 原因

マイナンバーカードが入っていた箱を廃棄する際に、中身をよく確認せず、誤ってマイナンバーカードとともに廃棄してしまったものと考えられます。

なお、執務室は電子錠により職員しか立入できないこと、またマイナンバーカードの保管庫はカードを取り扱う時以外は施錠しており、職員以外取り出すことができないことから、盗難の可能性は低いと考えられます。

該当のマイナンバーカードについては、端末データ上に交付の記録がないことから、他の方への誤交付の可能性はないと考えています。また、紛失したマイナンバーカードはすべて交付前のものでありシステムで利用するための暗証番号の設定をしておりません。

6 再発防止策

- ・現在全区において、マイナンバーカードの緊急点検を行っています。
- ・同一のスペース内で複数の作業を行わないようにし、マイナンバーカードを取り扱うすべての作業について複数人で行うなど、作業方法を改善します。
- ・マイナンバーカードの在庫確認にあたり、責任職が関わって実施するなど、適切な在庫管理を徹底します。
- ・マイナンバーカード取扱いルールの再徹底を図るとともに、取扱いの手順を改めて確認し、さらなる防止策を検討したうえで、必要な対策を速やかに実施します。

7 その他

今回紛失したマイナンバーカードは暗証番号を設定しておりませんので、オンライン申請等で利用することはできません。

保土ヶ谷区長のコメント

今回、交付前のマイナンバーカードの紛失という重大な事案を発生させ、申請者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後必要な対策を講じて、再発防止を徹底してまいります。

お問合せ先

保土ヶ谷区戸籍課長 佐藤 亮太郎 Tel 045-334-6230
市民局窓口サービス課長 吉田 誠 Tel 045-671-3621